

昭和二十六年厚生省令第五十三号

検疫法施行規則

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）に基づき、検疫法施行規則を次のように定める。

（附属する島）

第一条 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）以下「法」という。第四条に規定する附属する島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち、当分の間歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いたものとする。

（検疫事項）

第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。

- 一 船舶の名称又は航空機の登録番号
二 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日
三 乗組員及び乗客の数
四 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数
五 検疫区域に到着する予定日時
六 乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種
七 乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名
八 その他検疫のために必要な情報（電子情報処理組織の使用）

第一条の三 検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行うおとす者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 一 法第六条に規定する通報
二 法第十一条第一項の規定による明告書の提出
三 法第十一条第二項の規定による同項第一号から第三号までに掲げる書類又は同項第四号若しくは第五号に掲げる書類の写しの提出
四 法第十七条第二項の規定による通報

2 検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「交付等」という。）については、電子情報処理

組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と交付等を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 一 法第十七条第一項の規定による検疫済証の交付
二 法第十七条第二項に規定する検疫済証を交付する旨の通知
三 法第十八条第一項の規定による仮検疫済証の交付（通報等の様式）

第一条の四 通報等又は交付等であつて電子情報処理組織を使用する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式とする。

第二条 法第九条（法第二十一条第五項及び法第二十二條第六項において準用する場合を含む。）に規定する検疫信号は、船舶の前しよう頭その他見やすい場所に、昼間においては黄色の旗を掲げ、夜間においては紅白二灯を、紅灯を上白灯を下にして連掲するものとする。

第二条の二 法第十条ただし書の規定により日没から日出までの間に入った船舶について検疫所長が検疫を開始しないことができる場合は、次の各号に該当する場合以外の場合とする。

- 一 法第八条第一項に規定する検疫区域（同条第三項の規定により指示された場所を含む。以下同じ。）に入った船舶について、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれがあるため、速やかに措置をとる必要があるとき
二 前号のほか、法第八条第一項に規定する検疫区域若しくは法第二十一条第四項の規定により指示された場所に入った船舶又は法第二十二條第一項の規定により検疫港以外の港に入った船舶について、緊急に検疫を行なうことを必要とするやむを得ない理由があるとき

（明告書）
第三条 法第十一条第一項の規定により船舶の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、船舶の長（当該船舶に船医が乗り組んでいるときは、船舶の長及び船医）又はその代理人は、これに署名しなければならない。

- 一 検疫を受けようとする港名

- 二 明告書の作成年月日
三 船舶の名称及び登録番号
四 発航した地名及び行先地名
五 船舶の国籍
六 船舶の長の氏名
七 船舶の総トン数
八 船舶衛生管理免除証明書（ねずみ族の駆除等が必要であることの証明書をいう。以下同じ。）又は船舶衛生管理証明書（ねずみ族の駆除等を行ったことの証明書をいう。以下同じ。）の有無並びにこれらの証明書があるときはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否

九 世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無並びに寄航したときは寄航した地名及び年月日
十 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に寄港した地名
十一 発航日以降又は過去三十日以内のいずれか短い期間に乗船していた者の氏名及び乗船地名
十二 乗組員及び乗客の数
十三 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細
十四 感染性のものであるという疑いをかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細
十五 病気になった乗客の総数が通常よりも多かったか否かの状況
十六 船内の病人の有無及び病人があるときはその詳細
十七 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細
十八 疾病の感染又は拡大の原因となるもの、有無及び原因となるものがあるときはその詳細
十九 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細
二十 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名
二十一 感染症にかかった動物又はその疑いのある動物の発生の有無

2 法第十一条第一項の規定により航空機の明告書に記載すべき事項は、次のとおりとし、航空機の長又はその代理人は、これに署名しなければならない。

- 一 運行者の氏名

- 二 航空機の国籍記号及び登録番号
三 航空機の便名
四 明告書の作成年月日
五 発航した地名及び検疫を受けようとする飛行場名
六 寄航した地名及び行先地名
七 乗組員の氏名（検疫を受けようとする飛行場の所在する国によつて要求された場合に限る。）
八 乗客の数（乗客の名簿を提出した場合を除き、検疫を受けようとする飛行場の所在する国によつて要求された場合に限る。）
九 感染性の疾病に患したと認められる患者があるときは氏名その他当該患者に関する詳細
十 航行中又は直近において実施した消毒その他の衛生上の措置の詳細

3 前二項に規定する明告書は、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による。

（乗組員名簿等）
第四条 法第十一条第二項第一号の乗組員名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗組員の氏名、生年月日、国籍及び職種を記載するものとする。

2 法第十一条第二項第二号の乗客名簿には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに乗客の氏名、生年月日、国籍及び乗込地名を記載するものとする。

3 法第十一条第二項第三号の積荷目録には、船舶の名称又は航空機の登録番号並びに貨物の品名、数量、仕出地及び仕向地を記載するものとする。

（貨物陸揚等指示書の様式）
第四条の二 法第十三条の二の規定による貨物を陸揚し、又は運び出すべき旨の指示は、別記様式第二の二の貨物陸揚等指示書により行なうものとする。

（感染を防止するための報告又は協力）
第四条の三 検疫所長は、法第十六条の二第一項又は第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、書面その他の検疫所長が適当と認める方法により行うものとする。ただし、当該書面その他の検疫所長が適当と認める方法によらず当該報告又は協力を求める必要がある場合は、この限りでない。

（指示）
第四条の四 検疫所長は、法第十六条の三第一項の規定により指示する場合には、書面その他の

検査所長が適当と認める方法により行うものとす。ただし、当該書面その他の検査所長が適当と認める方法によらず指示する必要がある場合は、この限りでない。

(検査済証の様式)

第五条 法第十七条第一項の規定により交付する検査済証は、別記様式第三による。

(法第十七条第二項の通報事項等)

第五条の二 法第十七条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

一 法第十七条第二項の通報である旨

二 船舶の名称、登録番号及び国籍

三 船舶の長の氏名

四 船舶を入れようとする港名及び到着予定日時

五 発航した地名及び年月日

六 船舶衛生管理免除証明書又は船舶衛生管理証明書の有無並びにこれらの証明書があるときはその発行機関名、発行年月日及び船舶衛生管理に係る再検査の要否

七 世界保健機関が認定する汚染地域への寄航の有無並びに寄航したときは寄航した地名及び年月日

八 過去三十日以内に寄港した地名

九 乗組員及び乗客の数

十 事故による以外の死者の有無及び死者があるときはその詳細

十一 感染性のものであるという疑いかけた疾病の患者の有無及び患者があるときはその詳細

十二 病気になるつた乗客の総数が通常よりも多かったか否かの状況

十三 船内の病人の有無及び病人があるときはその詳細

十四 医師の診断の有無並びに医師の診断があるときはその治療内容及び助言の詳細

十五 疾病の感染又は拡大の原因となるものがある及び原因となるものがあるときはその詳細

十六 消毒その他の衛生上の措置の実施の有無及び実施していたときはその詳細

十七 密航者の乗船の有無及び密航者の乗船があるときはその乗船地名

十八 感染症にかかった動物又はその疑いのある動物の発生の有無

十九 過去三十日以内に航行中に他の船舶又は航空機から人を取り移らせ、又は物を運び込

んだ事実の有無及びその事実があるときはその詳細

二十 船医の乗船の有無

2 法第十七条第二項に規定する通報は、検査所(支所及び出張所を含む。以下同じ。)の長に、船舶を入れようとする港に到着する前三十六時間以内にしなければならない。

3 船舶の長は、前項の通報をした後において、第一項第四号、第十号から第十九号までに掲げる事項に変更があつたときは、直ちに前項の検査所の長に通報しなければならない。

(仮検査済証の様式等)

第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検査済証は、別記様式第四による。

2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検査済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。

一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間

二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間

三 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間

四 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間

五 デング熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間

六 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間

七 マラリアの病原体に感染したおそれのある者があるときは、六百七十二時間

八 検査を行うに当たり、船舶又は航空機について検査感染症の病原体の有無に関する検査がなお継続中であるときは、当該検査の結果が判明するまでの時間

(検査感染症の病原体に感染したおそれのある者から報告を求めることができる事項)

第六条の二 法第十八条第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性

別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検査感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とする。

(都道府県知事等への通知事項)

第六条の三 法第十八条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項並びに当該者に係る前条に規定する事項とする。

(証明書の様式)

第七条 法第二十条の規定により交付する証明書のうち、船舶衛生管理免除証明書若しくは船舶衛生管理証明書又は予防接種に関する証明書は、別記様式第五の一若しくは別記様式第五の二又は別記様式第六の二による。

(法第二十一条第一項の流行地域の指定)

第七条の二 法第二十一条第一項に規定する検査感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症が現に発生している地域とする。

(検査港以外の港に入れる場合の通報事項等)

第七条の三 法第二十一条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

一 検査を受けるため船舶を入れようとする港名及び到着予定日時

二 船舶の名称及び国籍

三 船舶の総トン数

四 乗組員及び乗客の数

五 発航した地名及び年月日

六 寄航した地名及び出航した年月日

七 航行中に他の船舶又は航空機から人を取り移らせ、又は物を運び込んだ事実の有無及びその事実があるときはその詳細

八 航行中における患者の有無及び患者があるときはその詳細

九 船医の氏名

十 ねずみ族の駆除等に関する証明書の発行機関名及び発行年月日

2 法第二十一条第二項に規定する申請は、同条第一項ただし書に規定する検査所の長に、当該船舶を入れようとする港に到着する前二十四時間から七十二時間までの間にしなければならない。

(法第二十一条第二項の通報事項)

第七条の四 法第二十一条第二項に規定する事項は、次のとおりとする。

一 船舶の名称又は航空機の登録番号

二 船舶又は航空機の国籍

三 船舶の名称又は航空機の登録番号

四 船舶又は航空機の国籍

五 船舶又は航空機の登録番号

六 船舶又は航空機の登録番号

七 船舶又は航空機の登録番号

八 船舶又は航空機の登録番号

九 船舶又は航空機の登録番号

十 船舶又は航空機の登録番号

十一 船舶又は航空機の登録番号

十二 船舶又は航空機の登録番号

十三 船舶又は航空機の登録番号

十四 船舶又は航空機の登録番号

十五 船舶又は航空機の登録番号

十六 船舶又は航空機の登録番号

十七 船舶又は航空機の登録番号

十八 船舶又は航空機の登録番号

十九 船舶又は航空機の登録番号

二十 船舶又は航空機の登録番号

二十一 船舶又は航空機の登録番号

二十二 船舶又は航空機の登録番号

二十三 船舶又は航空機の登録番号

二十四 船舶又は航空機の登録番号

二十五 船舶又は航空機の登録番号

三 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機でない旨

四 法第四条第二号に該当するに至つた日時及び場所並びに乗り移らせた人又は運び込んだ物に関する詳細

五 検査港又は検査飛行場に至ることが困難であつた理由

六 船舶を入れた港又は航空機を着陸させ、若しくは着水させた場所(港の水面を含む。)及び日時

七 乗組員及び乗客の数

八 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときはその数

(緊急避難の場合の通報事項)

第八条 法第二十三条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項は、次のとおりとする。

一 船舶の名称又は航空機の登録番号

二 船舶又は航空機の国籍

三 船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させることができない理由

四 避難した場所及び日時

五 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日

六 乗組員及び乗客の数

七 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときはその数

2 法第二十三条第七項に規定する事項は、次のとおりとする。

一 船舶の名称又は航空機の登録番号

二 船舶又は航空機の国籍

三 船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は航空機から離れ、若しくは物を運び出した理由、場所及び日時

四 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日

五 船舶から上陸し、又は航空機から離れた者の数並びにこれらの者のうち検査感染症の患者又はその疑いのある者の有無及びこれらの者があるときは、その数

六 船舶から陸揚げし、又は航空機から運び出した物の品名及び数量並びにこれらの物のうち検査感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのあるものの有無及びこれらのものがあるときは、その品名及び数量

(協定に定める事項)

第八条の二 法第二十三条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、医療機関(法第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関をいう。)が行う医療の内容、法第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事項、協定の有効期間その他の検査所長が必要と認める事項とする。

第八条の三 法第二十五条の規定によるねずみ族を駆除すべき旨の命令は、別記様式第七のねずみ族駆除施行命令書により行うものとする。

(検査等の申請) 第九条 法第二十六条又は第二十六条の二の検査等を申請しようとする者は、検査所長に、別記様式第八の一による申請書(予防接種に関する申請にあつては、別記様式第八の二による予防接種に関する申請書)に検査法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)第二条又は第二条の二に規定する手数料の額に相当する額の収入印紙をちよう付して提出しなければならない。

(申請に基づく検査等の証明書の様式) 第九条の二 法第二十六条又は第二十六条の二の規定により交付する次の各号に掲げる証明書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 衛生検査に関する証明書 別記様式第九
二 病原体の有無に関する細菌血清学的検査証明書 別記様式第十
三 消毒に関する証明書 別記様式第十一
四 ねずみ族の駆除等に関する証明書 別記様式第十二
五 虫類駆除に関する証明書 別記様式第十三
六 診察に関する証明書 別記様式第十四
七 予防接種に関する証明書 別記様式第十五
一又は別記様式第六の二
八 船舶又は航空機の総合的衛生状態に関する証明書 別記様式第十六
(通知を要しない場合)

第九条の三 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)第六条第三項から第五項まで又は第八項に規定する感染症の病原

体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものである場合とする。

(都道府県知事等への通知事項)

第九条の四 法第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該者の氏名、年齢及び性別
二 当該者の職業及び住所
三 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者(親権を行う者又は後見人をしていう。)の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
四 感染症の名称及び当該者の症状
五 診断方法
六 当該者の所在地
七 初診年月日及び診断年月日
八 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。)

- 九 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
十 当該検査所の名称及び所在地
十一 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
(証票の様式)

第十条 法第三十一条の規定により検査所長等が携帯すべき身分を示す証票は、別記様式第十五による。

(厚生労働大臣への報告事項)

第十一条 法第三十四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第九条の四第二号、第三号及び第五号から第十一号までに掲げる事項のほか、新感染症と疑われる所見とする。

附則抄

- 1 この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。
2 海港検疫法施行規則(明治四十年内務省令第十三号)、航空検疫規則(昭和二年内務省令第三十七号)及び健全証書交付手続(明治三十五年内務省令第九号)は、廃止する。

附則(昭和二十七年八月九日厚生省令第三三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和三十一年六月二日厚生省令第二二二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則(昭和三十一年五月二六日厚生省令第一九号)

この省令は、昭和三十一年六月一日から施行する。

附則(昭和三十三年六月三〇日厚生省令第一八号)

この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則(昭和三十四年六月三〇日厚生省令第一九号)

この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附則(昭和三十五年九月三〇日厚生省令第二九号)

この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則(昭和三十五年十二月二四日厚生省令第三六号)

この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則(昭和三十六年六月三〇日厚生省令第三一〇号)

この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附則(昭和三十六年九月三〇日厚生省令第四一〇号)

この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則(昭和三十七年六月一日から施行する。)

附則(昭和三十七年九月二七日厚生省令第四三三号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則(昭和三十九年九月二四日厚生省令第三九号)

この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則(昭和四〇年一〇月一五日厚生省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四一年三月二八日厚生省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四二年四月一〇日厚生省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四二年九月二八日厚生省令第三九号)

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則(昭和四三年六月二六日厚生省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四三年九月二七日厚生省令第四三三号)

この省令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則(昭和四三年十二月二日厚生省令第四九四号)

この省令は、昭和四十三年十二月十六日から施行する。

附則(昭和四四年九月二二日厚生省令第三〇〇号)

この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附則(昭和四五年一月一日厚生省令第六〇号)抄

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則(昭和四六年一月一日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四七年五月一五日厚生省令第二三三三号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四七年九月二九日厚生省令第五〇号)

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則(昭和四八年一月二〇日厚生省令第二二二二号)抄

この省令は、昭和四十八年二月一日から施行する。

附則(昭和四八年九月二八日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四十八年一月三〇日厚生省令第五一号）
この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附則（昭和四十八年二月二六日厚生省令第五九号）
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

1 この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。
2 この省令の施行前に交付された改正前の別記様式第六の一による予防接種に関する証明書は、改正後の別記様式第六の三による予防接種に関する証明書とみなす。

附則（昭和五〇年三月三一日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による申請書及び証明書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（昭和五三年六月二七日厚生省令第三九号）
この省令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附則（昭和五八年三月一日厚生省令第七号）
この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成三年九月二六日厚生省令第九号）
この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附則（平成五年九月二九日厚生省令第四四号）
この省令は、平成五年十月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日厚生省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一二年三月一五日厚生省令第二〇号）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一二年一月二〇日厚生省令第一二七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一五年六月三〇日厚生労働省令第一一一号）
この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（平成一五年一月三〇日厚生労働省令第一六七号）
（施行期日）
1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を

改正する法律（平成十五年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

（様式に関する経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一六年三月二九日厚生労働省令第五四号）
（施行期日）
1 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一七年八月一日厚生労働省令第一三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項及び第二項の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二日厚生労働省令第一二七号）
この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
（様式に関する経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次号において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一九年五月二日厚生労働省令第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）
第四条
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する。

附則（平成一九年六月一五日厚生労働省令第八九号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び様式第二の改正規定は、平成十九年七月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令による改正前の様式第一及び様式第二の様式は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式第一及び様式第二の様式に代えて使用することができる。

附則（平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二二年三月一六日厚生労働省令第三八号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令による改正前の検疫法施行規則に基づく検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。）及び検疫官の身分を示す証票は、改正後の様式に基づく証票が交付されるまでの間、同令第十条の証票とみなす。

附則（平成二二年二月一九日厚生労働省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一月二四日厚生労働省令第九号）
この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二八日厚生労働省令第一五七号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十四年五月三十一日厚生労働省令第八九号）
この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附則（平成二十四年一〇月一七日厚生労働省令第一四七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成二五年四月二六日厚生労働省令第六三号）
この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第三百一十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一五号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二六年七月一六日厚生労働省令第八二号）
この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第二百五十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二八年二月五日厚生労働省令第一五号）
この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二八年政令第四十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄
（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年一月二八日厚生労働省令第一〇号）
この省令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

附則（令和二年一月三一日厚生労働省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月一三日厚生労働省令第一六号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月二二日厚生労働省令第三二号）
この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

附則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九四号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年二月九日厚生労働省令第一六五号）抄
（施行期日）

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第九条の六第二項の改正規定及び第五条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和六年一月一七日厚生労働省令第五号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一（第三条関係）

Table with Japanese and English text, including fields for name, address, and other details. The table is partially obscured by a watermark.

様式第六の二（第七条、第九条の二関係）

148mm
(横 面)

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR REVACCINATION
AGAINST

氏名 This is to certify that [name] } 生年月日 } 性別 }
署名 whose signature follows }
この証明書は、上記に署名した者が、ここに記入した年月日に、の予防接種又はその再接種を受けたことを証明するものである。
This is to certify that whose signature above has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against.

年月日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
1				

100mm

148mm
(横 面)

年月日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
2				
3				

100mm

様式第七（第八条の三関係）

おずみ検査実施報告書
Order for Sampling

発行年月日
Date of Issue _____

船 名
Name of Vessel _____

船 種
Description of vessel _____

船長氏名
Name of Ship's Captain _____

本報告書は、上記の船舶に於て検査を行った結果、おずみ検査の結果が良好に付いたことを認め、よって、検査官（日本領事官）により、____年____月____日まで有効とする。従って、検査官は、この船舶が検査官の検閲を受けるまで、この船舶を航行することを許す。
As a result of the inspection conducted with the above mentioned result on this part table, it has been ascertained that deterring is not carried out satisfactorily. Accordingly, I order the ship's captain that he shall carry out the deterring of his ship by _____ under the provision of Article 28 of the Quarantine Law.

(印 面)

検査官
Quarantine Station
検査官の署名
Signature of Quarantine Station
検査官の職名
Detached Office of Quarantine Station

検査官
Signature

1. この船舶に不備がある場合は、この船舶が出発したことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内、検査官に通知して検査官を呼ぶことができる。検査官が出発してから一年を経過した場合は除く。
If you are dissatisfied with this disposal, you may do so upon request for the Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you know that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

2. この船舶に対する船舶検査については、国を要するとして、船舶検査官に通知して検査官を呼ぶことができる。検査官が出発してから三ヶ月以内、検査官を呼ぶことができる。検査官が出発してから一年を経過した場合は除く。
You may raise objection with this disposal against Japan. In such a case, you must notify the Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you know that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

(印 面)

おずみ検査実施報告書
Receipt for Sampling Order

発行年月日
Date _____

船 名
Name of Vessel _____

船 種
Description of vessel _____

船長氏名
Name of Ship's Captain _____

本報告書は、検査官（日本領事官）により、検査官の検閲を受けるまで、この船舶を航行することを許す。
I have received the order at _____ today that I must carry out the deterring of this ship by _____ under the provision of Article 28 of the Quarantine Law. Accordingly, I submit this receipt.

(印 面)

様式第八の一（第九條関係）

様式第八の一（第九條関係）
申請書 APPLICATION
収入印紙 Revenue Stamp

申請者住所 Address of applicant
申請者氏名 Name of applicant
金額 Amount of fee

申請年月日 Date of application

To the Chief of _____
検疫所長 Quaranantine Station
検疫所支局長 Branch Office of Quaranantine Station
検疫所出張所長 Detached Office of Quaranantine Station
の履行に付する通知を申請します。
I apply for the execution of _____ as specified below.

I apply for the issuance of the certificate with regard to _____
Name of vessel 船名
Registration Mark of vessel 船籍記号
Nationality of vessel 船籍国
Owner 船主

氏名 Name of person	人数 Number of person	目的 Purpose	備考 Remarks

記載上の注意 1 検査を記入すること。
2 不要の文字は「~~」で消すこと。
Note 1 Fill in blank letters.
2 Strike out the unnecessary indications.~~

様式第八の二（第九條関係）

様式第八の二（第九條関係）
予防接種に関する申請書 APPLICATION FOR VACCINATION
収入印紙 Revenue Stamp

申請者住所 Address of applicant
申請者氏名 Name of applicant
金額 Amount of fee

申請年月日 Date of application

To the Chief of _____
検疫所長 Quaranantine Station
検疫所支局長 Branch Office of Quaranantine Station
検疫所出張所長 Detached Office of Quaranantine Station
の履行に付する通知を申請します。
I apply for the execution of _____ as specified below.

I apply for the issuance of the certificate with regard to vaccination.
種別 種類
種別 種類

氏名 Name	性別 Sex	生年月日 Date of birth	予防接種の種類 Kind of vaccination	行先 Destination	備考 Remarks

記載上の注意 1 検査を記入すること。
2 不要の文字は「~~」で消すこと。
Note 1 Fill in blank letters.
2 Strike out the unnecessary indications.~~

様式第九（第九條の二関係）

様式第九（第九條の二関係）
衛生検査証明書 Certificate of Sanitary Inspection
交付年月日 Date of issue
交付番号 Number of issue
部 類 種類 Part (a)
部 類 種類 Part (b)

船名又は航空機の登録番号 Name of vessel or Registration Mark of Aircraft
船籍 船籍国 Nationality
種別 種類 Kind of Aircraft

検査後第二十六条の規定に基づく申請により、年月日並に()の()
に於いて()に於いて検査を行つた結果、その衛生状態は、
であるとして認めらるゝとして、この検査書を送付する。
As a result of inspection conducted with the above-mentioned vessel, (a) on the date of _____ in compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, it has been ascertained that the sanitary condition of the aircraft (a) is _____.

Therefore, this certificate is issued.

氏名 検疫所長
Signature Quaranantine Officer concerned

Chief of _____
検疫所長 Quaranantine Station
検疫所支局長 Branch Office of Quaranantine Station
検疫所出張所長 Detached Office of Quaranantine Station

氏名 検疫所長
Signature

備考 ()の欄に「~~」で不要の文字は、~~」で消すこと。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.~~~~

様式第十(イ)（第九條の二関係）

様式第十(イ)（第九條の二関係）
細菌学検査証明書 Certificate of Bacteriological and Serological Tests
交付年月日 Date of issue
部 類 種類 Part (a)
部 類 種類 Part (b)

氏名 Name
国籍 Nationality
生年月日 Date of Birth
性別 Sex

検査後第二十六条の規定に基づく申請により、上記の者の()の()
に於いて()に於いて細菌学検査を行つた結果、その結果は、下記の通りであ
る。よつて、この検査書を送付する。
As a result of bacteriological and serological tests for _____ (Name of person) conducted with the _____ (Nationality) of the above-mentioned person in compliance with the request made under the provisions of Article 26 or Article 28 (2) of the Quarantine Law, the following results have been given: Therefore, this certificate is issued.

検査項目 Examination Item	結果 Result	備考 Remarks
細菌学検査 Bacteriological Tests		
血清学検査 Serological Tests		

氏名 検疫所長
Signature Quaranantine Officer concerned

Chief of _____
検疫所長 Quaranantine Station
検疫所支局長 Branch Office of Quaranantine Station
検疫所出張所長 Detached Office of Quaranantine Station

氏名 検疫所長
Signature

備考 ()の欄に「~~」で不要の文字は、~~」で消すこと。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indications.~~~~

様式第十一(口)(第九条の二関係) 細菌学検査証明書
Certificate of Bacteriological and Serological Tests

交付年月日 _____
 港、領事館名(イ) _____
 Port (a) _____
 Consulate (i) _____
 申請者の氏名 _____
 Name of Applicant _____
 申請者の住所 _____
 Address of Applicant _____

貨物の品名及び数量
Name, volume and Number of cargo (イ)

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、上記(イ)において、上記の貨物について(イ)に關する細菌学検査を行った結果、その成績は下記の通りである。よつて、この證明書と交付する。
 As results of bacteriological and serological tests for (イ) conducted with the above-mentioned cargo at the above-mentioned (イ) in compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, the following results have been given. Therefore, this certificate is issued.

検査方法 Method of Tests	検査回数の数 Number of Bacteriological Tests	結果 Result	検定年月日 Date	備考 Remarks
染色培養検査 Staining or Culture Test				
血清学的検査 Serological Tests				
その他 Other Tests				

氏名 氏名 署名
Signature Quaranterine Officer concerned

検疫官
Quarantine Station

Chief of _____ 検疫支隊長
Branch Office of Quarantine Station 氏名 署名
Signature

備考 (イ)の欄について必要の文字は、まつ請ふること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indication.

様式第十一(イ)(第九条の二関係) 消毒履行証明書
Certificate of Disinfection

交付年月日 _____
 港、領事館名(イ) _____
 Port (a) _____
 Consulate (i) _____
 船舶又は航空機登録番号
Name of Vessel or Registration Mark of Aircraft _____
 国籍 船名又は航空機登録番号
Nationality Description of Vessel or Mark of Aircraft _____

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、上記(イ)において(イ)に關して、下記の消毒履行を行った。よつて、この證明書と交付する。
 In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinfection has been conducted with the above-mentioned (イ) at the above-mentioned (イ) as follows. Therefore, this certificate is issued.

消毒履行の場所 Disinfectant Compartment	消毒履行の回数 Number of Disinfection	消毒履行の日 Date	備考 Remarks

氏名 氏名 署名
Signature Quaranterine Officer concerned

検疫官
Quarantine Station

Chief of _____ 検疫支隊長
Branch Office of Quarantine Station 氏名 署名
Signature

備考 (イ)の欄について必要の文字は、まつ請ふること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indication.

様式第十一(ロ)(第九条の二関係) 消毒履行証明書
Certificate of Disinfection

交付年月日 _____
 港、領事館名(イ) _____
 Port (a) _____
 Consulate (i) _____
 申請者の氏名 _____
 Name of Applicant _____
 申請者の住所 _____
 Address of Applicant _____

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、上記(イ)において(イ)の貨物に對して、下記の消毒履行を行った。よつて、この證明書と交付する。
 In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, disinfection has been conducted on the above-mentioned cargo at the above-mentioned (イ) as follows. Therefore, this certificate is issued.

消毒履行の貨物の品名 Name of Cargo Disinfectant	消毒履行の回数 Volume and Number of Cargo Disinfection	消毒履行の日 Date of Disinfection	備考 Remarks

氏名 氏名 署名
Signature Quaranterine Officer concerned

検疫官
Quarantine Station

Chief of _____ 検疫支隊長
Branch Office of Quarantine Station 氏名 署名
Signature

備考 (イ)の欄について必要の文字は、まつ請ふること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indication.

様式第十二(イ)(第九条の二関係) 光電線消毒履行証明書
Certificate of Distancing

交付年月日 _____
 港、領事館名(イ) _____
 Port (a) _____
 Consulate (i) _____
 船舶又は航空機登録番号
Name of Vessel or Registration Mark of Aircraft _____
 国籍 船名又は航空機登録番号
Nationality Description of Vessel or Mark of Aircraft _____

検疫法第二十六条の規定に基づく申請により、上記(イ)において(イ)に關して、下記の消毒履行を行った。よつて、この證明書と交付する。
 In compliance with the request made under the provisions of Article 26 of the Quarantine Law, distancing has been conducted with the above-mentioned (イ) at the above-mentioned (イ) as follows. Therefore, this certificate is issued.

消毒履行の場所 Disinfectant Compartment	消毒履行の回数 Volume of Distancing	消毒履行の日 Date of Distancing	備考 Remarks

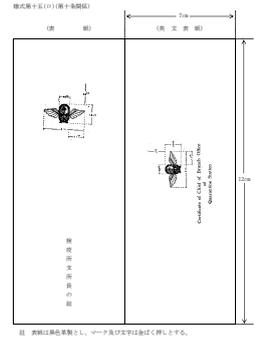
氏名 氏名 署名
Signature Quaranterine Officer concerned

検疫官
Quarantine Station

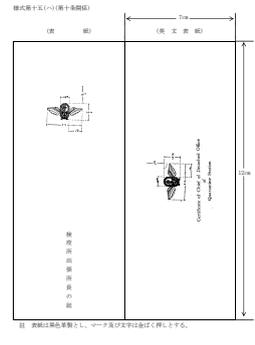
Chief of _____ 検疫支隊長
Branch Office of Quarantine Station 氏名 署名
Signature

備考 (イ)の欄について必要の文字は、まつ請ふること。
Remark: (a) Strike out the unnecessary indication.

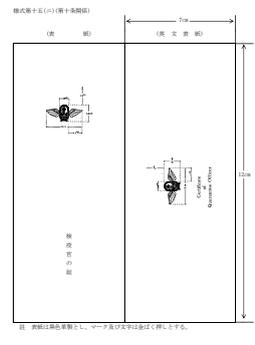
様式第十五（口）（第十条関係）



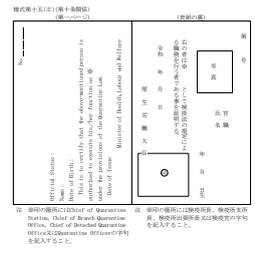
様式第十五（ハ）（第十条関係）



様式第十五（ニ）（第十条関係）



様式第十五（ホ）（第十条関係）



英文書影印本	
圖 2-1-1-1	